

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和06年07月31日

計画の名称	舞鶴市における地域住宅等整備計画（第3期）									
計画の期間	令和02年度 ～ 令和06年度（5年間）								重点配分対象の該当	
交付対象	舞鶴市									
計画の目標	老朽化した市営住宅の建替え等により住宅及び住環境の「質」を向上させ、豊かで安全な住まい・まちづくりを実現する。 舞鶴市空家等対策計画に基づき老朽化した空き家の除却を実施し、安全で安心なまちづくりを実現する。									
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	469	A	459	B	0	C	10	D	0
効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)										2.13 %

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		(R2当初)	(R4末)	(R6末)
1	建替え等により住宅の「質」の向上が図られた市営住宅の割合 市営住宅建替え等実施戸数の割合 （建替等実施戸数の割合）＝（建替え等実施戸数）／（舞鶴市市営住宅の管理戸数）	35%	35%	40%
2	老朽空き家住宅の除却により居住環境の改善が図られた割合 除却を推進すべき区域内の老朽空き家住宅の割合 （区域内の老朽空き家住宅の割合）＝（区域内の老朽空き家住宅数）／（区域内の住宅数）	17%	17%	16%

備考等	個別施設計画を含む	－	国土強靱化を含む	－	定住自立圏を含む	－	連携中枢都市圏を含む	－	流域水循環計画を含む	－	地域再生計画を含む	－	避難確保計画の策定	避難行動要支援者名簿の提供
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---	-----------	---------------

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名／ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	舞鶴市	直接	舞鶴市	－	－	公営住宅整備事業等（公 営住宅等整備事業）	公営住宅の建替え等（北浜団 地2棟44戸）	舞鶴市				■	■	274		策定済
	A15-002	住宅	一般	舞鶴市	直接	舞鶴市	－	－	公営住宅整備事業等（公 営住宅等ストック総合改 善事業）	公営住宅等長寿命化計画策定	舞鶴市					■	10		－
	A15-003	住宅	一般	舞鶴市	間接	個人	－	－	住宅地区改良事業等（空 き家再生等推進事業）	老朽空き家住宅に係る除却支 援等	舞鶴市	■	■	■	■	■	15		－
	A15-004	住宅	一般	舞鶴市	直接	舞鶴市	－	－	（提案事業）公営住宅整 理統合推進事業	既存団地の除却、移転費助成 等	舞鶴市		■	■	■	■	25		策定済
	A15-005	住宅	一般	舞鶴市	直接	舞鶴市	－	－	公営住宅整備事業等（公 営住宅等ストック総合改 善事業）	公営住宅の長寿命化工事等（ 白鳥団地4棟112戸、浮島団地 1棟32戸）	舞鶴市		■	■	■	■	130		策定済
	A15-006	住宅	一般	舞鶴市	直接	舞鶴市	－	－	（提案事業）公営住宅駐 車場整備事業	既存団地の駐車場整備（城北 団地）	舞鶴市			■			5		－

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名／ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R02	R03	R04	R05	R06			
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
											小計						459		
											合計						459		

C 効果促進事業																				
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名／ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
		R02	R03	R04	R05	R06														
		一体的に実施することにより期待される効果																		
地域住宅計画に基づく事業	C15-001	住宅	一般	舞鶴市	直接	舞鶴市	－	－	公営住宅建替事業関連事業	建替に伴う移転費助成等	舞鶴市		■	■	■	■	10		－	
		公営住宅等の整備に必要な事業や老朽化した公営住宅からの住替等を支援することで、円滑な公営住宅等の整備を図る。																		
												小計						10		
											合計						10			

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R02	R03	R04	R05	
配分額 (a)	2	3	25	23	
計画別流用増△減額 (b)	0	0	0	0	
交付額 (c=a+b)	2	3	25	23	
前年度からの繰越額 (d)	19	0	0	1	
支払済額 (e)	19	3	24	24	
翌年度繰越額 (f)	0	0	1	0	
うち未契約繰越額 (g)	0	0	1	0	
不用額 (h = c+d-e-f)	2	0	0	0	
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	9.52	0	4	0	
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

事前評価チェックシート

計画の名称： 舞鶴市における地域住宅等整備計画（第3期）

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 ★①計画の目標が基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 ★②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
I. 目標の妥当性 ★③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
I. 目標の妥当性 ★④関連する各種計画（住生活基本計画等）との整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 ⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。	○
I. 目標の妥当性 ⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 ★①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 ★②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 ③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
II. 計画の効果・効率性 ④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	○
II. 計画の効果・効率性 ⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
II. 計画の効果・効率性 ⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
II. 計画の効果・効率性 ⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	○
II. 計画の効果・効率性 ⑧地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。	
III. 計画の実現可能性 ★①事業熟度が十分である。	○

[illegible]

チェック欄

III. 計画の実現可能性

★②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。

C

III. 計画の実現可能性

★③地域住宅計画を公表することとしている。

C

III. 計画の実現可能性

④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。

III. 計画の実現可能性

⑤計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。

III. 計画の実現可能性

⑥計画期間中の計画管理（モニタリング）体制が適切である。

まいづるし
舞鶴市における地域住宅等整備計画(第3期)

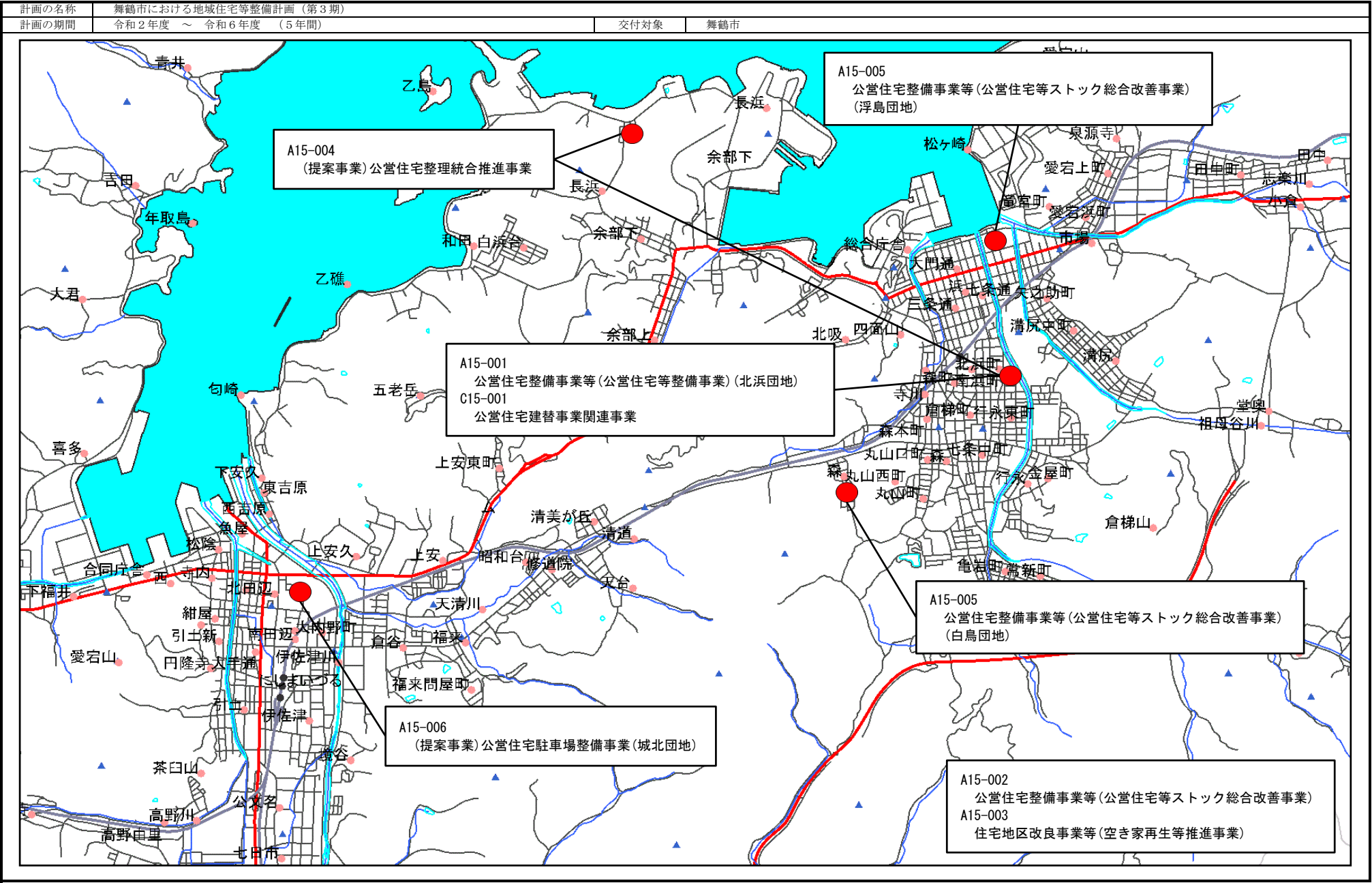
ちいきじゅうたくけいかく まいづるしちいき
(地域住宅計画 舞鶴市地域)

だい かいへんこう
(第3回変更)

まいづるし
舞鶴市

令和5年12月

(参考様式3) 参考図面(社会資本整備総合交付金)



社会資本総合整備計画

※「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）」第6条第1項に基づく「地域住宅計画」

計画の名称	舞鶴市における地域住宅等整備計画（第3期）			地域住宅計画の名称	舞鶴市地域
都道府県名	京都府	作成主体名	舞鶴市		
計画期間	令和 2 年度	～	6 年度		

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

当該地域は京都府北部の拠点都市であり、令和2年11月現在の人口は約7.9万人、世帯数は約3.4万世帯の地域である。国勢調査の結果によると、平成25年約8.7万人から平成30年約8.2万人と人口が減少し続けている。舞鶴市では、人口の定着化や増加を図るために、住環境の整備など快適な居住条件を確保し、市民が豊かな生活を営む条件づくりとして、良質な公営住宅の建設や住環境の整備を実施してきた。近年、若年層の転出超過が目立つ一方、母子家庭の増加や高齢化が急速に進行するなど、新たな住宅施策の展開が望まれる状況にある中、「住み続けたい、魅力ある住宅・住環境を創る」ため、次の4つの目標を掲げ住宅施策を推進する。

- ①既存住宅ストックを有効に活用しつつ、様々なライフステージの居住ニーズに応える、多様で良質な住宅ストックを形成する。
- ②環境共生の考え方に立脚した、魅力ある居住地を形成する。
- ③誰もが安全で安心して暮らせる住宅・住環境をつくる。
- ④コンパクトシティを形成するため立地適正化計画を策定し、居住誘導区域内を設定。空家等対策計画に基づき住環境整備を行う。

2. 課題

公営住宅関連

○令和2年11月現在、舞鶴市内の市営住宅895戸のうち、既に耐用年限を経過している住宅が168戸あり、市営住宅の老朽化が進んでいる。
○入居者の高齢化が進む中、昭和58年度建設以前の市営住宅には、非水洗化等で現行の設備水準が確保されていないなど高齢者の居住の安定が確保されていないものがある。

民間住宅関連

○市内の高齢化が急速に進み、住宅のバリアフリー化等によって安心して暮らせる住宅・住環境づくりが求められる。
○市内には木造住宅が多くあり、自然災害も頻発していることから、住宅・住環境の安全を向上させることが求められている。
○市内の少子高齢化が進む中、重層的な世代構成による将来に継続する地域コミュニティ形成が必要とされている。
○人口減少に伴い、空き家住宅や空き建築物が増加していることから、市民の空き家に対する問題意識を高めることが求められている。
○空き家の増加により、周辺環境の悪化や防災・防犯上の危険、さらには倒壊などによる事故の懸念など住環境の整備が求められている。

3. 計画の目標

老朽化した市営住宅の建替え等により住宅及び住環境の「質」を向上させ、豊かで安全な住まい・まちづくりを実現する。

舞鶴市空家等対策計画に基づき老朽化した空き家の除却を実施し、安全で安心なまちづくりを実現する。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
建替え等により住宅の「質」の向上が図られた市営住宅の割合	%	市営住宅建替え等実施戸数の割合	35%	R2	40%	R6
老朽空き家住宅の除却により居住環境の改善が図られた割合	%	除却を推進すべき区域内の老朽空き家住宅の割合	17%	R2	16%	R6

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

目標①：老朽化した市営住宅の建替え等により住宅及び住環境の「質」を向上させ、豊かで安全な住まい・まちづくりを実現する。

<事業の概要>

- ・老朽化した北浜団地の建替えや統合を行うことで、住宅及び住環境の「質」を向上させ、地域の実情に応じた適切なセーフティネットの構築を図る。
- ・老朽化した市営住宅の除却を行うことにより、地域の安全な住まい・まちづくりを実現する。
- ・老朽化した白鳥団地及び浮島団地の建物躯体の長寿命化を図る。
- ・路上駐車等が多いため、駐車場未整備の団地において駐車場を整備する。

目標②：舞鶴市空家等対策計画に基づき老朽化した空き家の除却を実施し、安全で安心なまちづくりを実現する。

<事業の概要>

- ・舞鶴市空家等対策計画に基づき、舞鶴市都市計画区域内において不良住宅や老朽空き家住宅の除却を推進する。

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

A 基幹事業

A 1 (a、k) 地域住宅計画に基づく事業(基幹事業)

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅整備事業等(公営住宅等整備事業)	公営住宅の建替え等(北浜団地)	舞鶴市	44戸	274
公営住宅整備事業等(公営住宅等ストック総合改善事業)	公営住宅等長寿命化計画策定	舞鶴市	—	10
住宅地区改良事業等(空き家再生等推進事業)	老朽空き家住宅に係る除却支援等	舞鶴市	50件	15
公営住宅整備事業等(公営住宅等ストック総合改善事業)	公営住宅の長寿命化工事等 (白鳥団地、浮島団地)	舞鶴市	5棟144戸	130
A 1 (a、k) 小計				429

… A 1 (k)

… A 1 (k)

… A 1 (k)

… A 1 (a)

A 1 (b) 地域住宅計画に基づく事業(提案事業)

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
(提案事業) 公営住宅整理統合推進事業	既存団地の除却、移転費助成等	舞鶴市	—	25
(提案事業) 公営住宅駐車場整備事業	既存団地の駐車場整備(城北団地)	舞鶴市	12台	5
A 1 (b) 小計				30

小計(A 1 (a、k) + A 1 (b))

459

B 関連事業(関連社会資本整備事業)

B 関連社会資本整備事業

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
B 小計			0

C 関連事業（効果促進事業）

C 効果促進事業				
事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅建替事業関連事業	建替に伴う移転費助成等	舞鶴市	42件	10
C 小計				10

D 関連事業（社会資本整備円滑化地籍整備事業）

D 社会資本整備円滑化地籍整備事業				
事業		事業主体	規模等	交付期間内 事業費
D 小計				0

合計（A 1（a、k）+A 1（b）+B+C+D）	469
---------------------------	-----

提案事業の割合	18.75%
効果促進事業等の割合	8.53%

$$A 1（b） \div （A 1（a）+A 1（b））$$

$$（A 1（b）+C） \div （A 1（a、k）+A 1（b）+B+C+D）$$

※交付期間内事業費は概算事業費

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

なし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

なし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たす必要があります。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

なし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。